

アジア経済危機の社会的側面 —グローバリゼーション下における公正の課題—

初岡 昌一郎（ソーシャル・アジア研究会代表幹事）

1997年7月から始まったアジアにおける通貨金融危機は、なによりもアジア諸国の社会的危機をドラマティックに浮き彫りにすることになった。

バブルという現象は、経済活動によってもたらされた富と所得が国民に広く還元されず、企業と富裕層によって占有されるときに発生している。より大きな利益を短期的に追求するマネー・ゲームや、非生産的非社会的投資にダブついた資金が向かうのは、富の公正な分配メカニズムが不在だからである。歴史的にみてその典型的な例は1920年代末のアメリカであるが、その大恐慌が“対外進出”や強権的な政治的経済的統制ではなく、社会政策と民主的参加の拡充を柱とするニューディールによって解決されたことは示唆的である。

ではIMF（国際通貨基金）による一定の経済管理下におかれた韓国、タイ、インドネシアという、とりわけ日本と関係の深い諸国を中心に検討してみたい。

表面化した社会的諸問題

目ざましい経済成長が社会的開発や社会政策を伴わずに達成されたところに今日の危機を生む諸条件が準備された。表面的には目を奪うような大型プロジェクトやはなやかな消費の陰に社会的諸問題は放置され、累積されてきていた。こうして生まれたバブルの崩壊は、これまで二桁の経済成長を約20年間にわたって担ってきた労働者、特に都市住民を直撃し、彼らに特に大きな犠牲をしいいている。繁栄の成果を僅かしか得ていなかった労働者層が、経済危機によって不均等に大きな犠牲を背負わされている。

雇用 韓国では完全雇用に近い状態が一転して、今年2月には生産の前年比10%ダウンを受けて、100

万人の失業者を出し、5月段階では200万人に近づきつつある。今年中に失業率が10%に達する可能性もあるといわれている。タイも本年1月までに80万人の失業者を出し、本年中に200万人を超すと懸念されている。インドネシアはさらに深刻で、97年中頃に250万人であった失業者が今年の2月には既に800万人となり、本年中に1,350万人を超すとみられている。失業者の定義はマチマチだがいずれも不当に狭いもので、インドネシアでは1週間に1時間以上働いたものは就業者とみられている。したがって、潜在失業者の大群がその外側にあり、インドネシアでは4,000万人（労働力の44%）にのぼるとみられている。

アジア諸国では、インドシナ半島諸国やミャンマー（ビルマ）からタイへ、タイ、南インドおよびインドネシアからマレーシアへという形で、より経済水準の高い国に向けての玉突き的出稼ぎが盛んになっていた。これらの外国人労働者には違法に入国、滞留しているものも多く、合法的入国者も含めすべての外国人労働者には何らの雇用保障もない。外国人労働者の多くが働く建設部門のなかで既に大量の失業者が発生しており、外国人の大規模な本国送還が強制的に実施されつつある。これらの労働者の出身国であり、より弱体な経済と高失業率を持つインドネシア、バングラデシュ、パキスタン、ミャンマーなどの周辺諸国は、出稼ぎ送金による外貨収入を失うだけではなく、出稼ぎ労働者の送還という失業の輸出に悩まされることになりつつある。

社会的セーフティネットの不在が失業の社会経済的インパクトをさらに過酷なものにし、社会不安を拡大している。アジア諸国における失業者は何らの社会的保護を受けていないので、職を失うことにより、直に生存

の危機に直面せざるを得ない。かつては、農村が失業者を吸収する一定のクッションの役割を果たしていたが、現在の都市労働者の多くは離村してからの歳月が長く、地方におけるルーツを失っており、帰るべき故郷を持っていない。

アジアのなかで失業保険制度を持つ数少ない国の一
つである韓国でも、雇用保険法が施行されたのは
95年7月にすぎず、実効加入率はこれまで極めて低
かった。しかも、最高で賃金の半分（上限は35,000
ウォン、いまの通貨価値の下落で約3,500円相当）の
手当を6カ月間保障されるにすぎない。発足して間が
ないために最高限受給該当者はしばらくなく、現在約
200万人にのぼるとみられる失業者のうち、受給資格
を持つものは5%前後とみられ、ほとんどが3カ月以内
に受給資格を失ってしまう。保険制度による保障は急
場に間に合わないので、政府は失業給付金など一時
金支給の対策充実を約束している。しかし、このような
制度的不備の下で解雇の自由を使用者に認めようと
することにたいし労働者側の反発が強いのは当然で
ある。

タイの場合には失業保険制度はないが、退職一時
金制度があり、勤続3年以上の労働者に最高6カ月分
の賃金に相当する退職金が支給されることになっている。
しかし、この基金は企業別に使用者が管理してい
るため、倒産によって支給不能となったケースが続出
している。そこで、98年7月に新しく発効する賃金債務
保証法が、労働省の管理下に新しい退職金制度を創
設し、退職者に最後の賃金の3カ月分を支給するス
キームに賃金の0.2%分の拠出を使用者に義務づけて
いる。これも政府資金の裏付けのない保険制度な
で、現在の急場には間に合わない。

最悪のケースはインドネシアで、ここには労働者に
たいする何らの有効な保障制度も存在していない。唯
一あるのが基本的社会保険制度（JAMSOSTEK）だ
が、これは労働者の僅か12%をカバーしているだけ
で、絶対額が小さく、その内容自体が労働者やマスコ
ミから批判されている。この制度の中核は強制貯蓄
で、給与から一定額が毎月天引きされている。しかも、

利子率が低く、インフレで積立金の実質的価値が目減
りしており、その上に運用が不透明なものである。長年
積立を行った労働者が失業によってこの基金から自己
の取り分を引出したところ、2カ月分の生活費にもなら
なかつたと伝えられている。

この制度に失業保険的機能がないだけではなく、印
度ネシアには他の社会的セーフティネットが全く存在
していない。このように社会的保護の不在な状況は他
の多くのアジア諸国にもほとんど共通している。

所得格差を増大させた国家機能

1960年代半ばにジャカルタを訪問したことがある。
その当時、経済はまだ開発されておらず、外国人が泊
まるのは唯一近代的なホテル・インドネシアにほとんど
限られていた。ホテルの外で働く労働者の日当は、こ
のホテルのラウンジでのコカコーラ一杯を賄うのに足
りないと聞かされたのを良く記憶している。最近印度
ネシアに行った人の話によると、この状態は変化して
いないという。つまり、労働者の実質賃金はあまり向上
しなかつたのである。

この間にジャカルタには近代的なビルが立ち並び、
表面的な繁栄を誇り、国民一人当たりの所得は、70ド
ルから1,000ドルへと飛躍的に伸びた。これは統計の
上だけの話だ。生み出された富は極端に偏在し、一部
の権力者やその周辺の財閥がとてつもない金持にな
っているのに、広汎な一般庶民はほとんど潤ってい
なかつた。福祉国家は所得の公正な再分配を目指すも
のであり、先進工業国における国家は多少なりともそ
の機能をもつている。しかし、多くの途上国はこの公正
分配機能を欠いているだけではなく、国家は支配層を
富ませる「金のなる木」となっている。

金のなる木 経済開発がそれまで貧困だったアジ
ア諸国に大きな富をもたらしたが、それは一般国民を
もある程度は豊かにしたもの、一部のエリートを極
端に富裕にした。それはこれらのエリートが勤勉かつ
優秀だったからというよりも、国家という「金のなる木」
をしっかりと手中に握っていたからにはかならない。对外
援助のほとんどがこの木を通じて行われているとこ

ろに問題がある。

開発は国家主導で行われ、資金は国家を通じて流入した。国内に資金と技術の乏しかったこれらの国は外国からの資本と援助に大きく依存せざるを得なかつたが、それをコントロールしたのは多くの国で独裁的政権とそれを取り巻く特権的官僚や企業家であった。開発経済論のいうトリクルダム効果によれば、上から投入された資金とそれが生む富は下方に流れるはずだが、民主的にコントロールされていない国家ではそうなっていない。このような国家の所得の再分配機能とは「富めるものをますます富ませ、貧しいものをますます貧しくする」ことになっている。

不公正な構造 アジアを含む全世界において所得格差が拡大していることは、UNDPの最近の人間開発報告（特に1994年および97年版）において指摘されている。しかし、アジアにおける貧困、格差、所得分配および再分配を実証的に研究することはほとんど奨励されず、議論の対象にもとりあげられてこなかった。

国際通貨基金（IMF）の政府財政統計年報などによって税制や歳入の一面をみるだけでも、再分配構造が不公正であり、いかに金持に有利なものかわかる。

インドネシアの歳入において、主要な直接税である所得税の占める割合は、法人と個人を合算して4分の1強で、間接税である売上税（物品税を含む）収入より少ない。しかも、所得税率の最高は法人個人を問わず、30%にすぎない。さらに金持にとって有利なのは、相続税と贈与税が一切ないことである。他方、僅かな保健と教育以外の社会的目的の支出は皆無に等しく、社会保障や社会的保護のための費目はみあたらない。総予算の約3分の1が開発のための補助金であり、これがスハルト・ファミリーを富ませたことは疑いない。

タイでは、所得税などの直接税収入が32%、売上税などの間接税が41%、韓国では直接税28%、間接税32%である。タイの所得税最高税率は個人37%、法人30%であるし、韓国はより複雑であるが、いずれの場合も30%を超えないように思われる。先進国の場合、一般的にみて、所得税の最高税率ははるかにこれ

らの諸国より高い。徵税システムが十分に確立されていないアジア諸国においては、高所得者が支払う税金は実際にかなり低いものとみられている。これによって貧しい国にとてつもない富裕層が生まれている。

タイにおいては労働社会省は最近になって設置されたばかりであり、「軍事費は予算の40%だが、社会労働費目は1%」という状況は少しずつ改善されているようだが、社会的保護や社会保障の確立は今後の課題として留まっている。

韓国においては新政権下で社会的改革が進行中であるが、社会的支出の予算に占める割合はOECD諸国の水準からみてはるかに低い。1994年のOECD報告によると、社会支出は4%台でOECD平均の3分の1以下であった。また、所得移転の面でみると、国家予算の貢献度がOECD平均では17%となっているのにたいし、韓国では僅か2%以下であった。

このようにみると、アジア諸国において独裁的権威主義的国家構造を民主的に政治改革することに劣らず、国家の経済的社会的役割とその構造の抜本的改革が重要な課題となっていることがわかる。

改革とソーシャル・アジア

経済的にみて、アジア諸国の発展が今回の危機によって完全に否定されることはない。しかし、アジアの経済開発には社会的発展が伴っておらず、その欠陥がドラマティックに暴露されたことを重くうけとめるべきである。この欠陥の是正はなによりも、経済の発展の真の担い手、すなわちその国の労働者によって推進されるべきものである。

これらの諸国の労働組合運動は、長い間にわたって大きな拘束と制約を受け、その発展を阻害されてきた。しかしながら、ここ数年来状況は大きく変化しつつあり、国家、政党、使用者から独立した自由な労働組合運動を求める潮流をもはや押しとどめることはできず、労働運動の再生と活性化が韓国などいくつかの国で顕著となっている。

ごく最近、インドネシア政府はこれまで一貫して否定してきた「結社の自由」を認めるため、ILO87号条

約の批准を決定すると発表した。韓国もその方向をここ数年来約束してきたが、今や実現の時を迎えている。タイ政府も内外から結社の自由を承認するよう圧力を受けている。

市民社会の成立を阻害してきた「強すぎる政府」と結社および言論の自由の不在という状態が、今やますます多くのアジア諸国で溶解する条件が生まれている。社会的な諸団体がより自由に結成され、任意的な市民活動が発展する兆しが明らかにみえる。かつては、これらの諸国において政治的経済的危機が生まれた時に、クーデタという形で危機を収束させてきたのは軍部であり、その結果として独裁と人権の否定がもたらされてきた。今回は、そのコースとは全く逆の民主的改革のコースがとられていることを高く評価すべきであろう。これはグローバルな民主主義の発展を反映したものとみることができる。

グローバル化の功罪 グローバリゼーションは経済の国際的自由化による競争と対立の激化をもたらし、失業と格差を拡大させる危険をもっている。しかしながら、その反面において思想と情報のグローバルな流通を促進し、同じ価値観や地球市民としての連帯心を拡げる作用を持っていることを重視したい。経済のグローバル化だけではなく、民主主義のグローバル化、そして市民社会のグローバル化を求める条件が拡大していることに注目すべきである。

市民社会のグローバル化はバラバラな個人や企業によって達成されるものではなく、媒体となる市民的諸団体を通ずる市民の連帯が不可欠である。市民社会は、ローカル、国というレベルと同じように、地域(アジア)というフレームワークがあつてはじめてグローバルな結びつきを効果的なものにすることができる。

ソーシャル・アジア これまでにもアジアにおける地域協力は多く語られてきたが、これは国家という枠組みを通して行う安全保障と経済の次元にとどめられていた。アセアンやAPECをはじめ、既存の地域協力の枠組にたいして労働組合や他の市民的諸団体が参加するチャンネルはなく、社会的側面は全く欠落していた。社会的なコモン・スペースを創設し、それを拡げる可

能性がようやく現実化する条件が生まれつつあると思われる。それは、経済や安全保障の面だけではなく、社会的目的、環境や教育、そして全般的な人間安全保障のために、地域的協力が不可欠となっているからである。

韓国において政府、労働組合および使用者の代表によって構成される政労使委員会が、今回の危機を社会的に克服する努力においてカギとなる役割を果たしている。このような三者構成主義はILOの基本原理であるが、これまでには「強すぎる政府」と「それに追随する使用者」および「弱すぎる労働組合」によって、アジアにおいては機能していなかった。しかし、この原理をまず労働と労使関係において生かす条件を今回の危機が成熟させつつある。日本はこの面において地域レベルでイニシアティブをとるべきであろう。

日本の役割 これまでの日本のアジアにおける役割は経済偏重であった。近年は安全保障重視に向かっているが、これを国境や国家の安全保障ではなく、「人間の安全保障」(この概念については、UNDP『人間開発報告書、1994年』を参照)に向けるべきであろう。今日の世界、そしてアジアにおいても危機にさらされているのは国境の安全というよりも、人間の存在の安全保障、すなわち、環境、雇用、所得、保健衛生、教育などの面における保障だからである。

金額の面で7年間連続して世界ナンバーワンの座にある日本の開発援助(ODA)もその内容と実施方法が抜本的にこの方向に沿って改革されなければならない。土建国家的金融主導的地域協力が、今回のようなバブルを生むのを助けただけではなく、開発独裁と政治的社会的腐敗を助長したことについての反省があつてしかるべきである。

社会的協力においては、国家の役割もさることながら、その主体は自由かつ独立した市民的諸団体や労働組合、研究や教育などの諸機関でなければならない。このような協力を日本の市民やその諸団体が発展させるかどうかに地域協力の将来、ことにソーシャル・アジアの発展がかかっている。

(はつおか しょういちろう)